

事業再構築補助金の仕組みと 申請のポイント

税理士法人アフェックス
(商工研相談業務委嘱先)
税理士・公認会計士
金子尚貴

Q

ウィズコロナ、ポストコロナ時代の経済社会の変化に対応する中小企業等を支援するために設けられた補助金制度について教えてください。

A

事業再構築補助金（中小企業等事業再構築促進事業）は、

コロナ禍により当面の需要や売上の回復が難しいなか、思い切った事業再構築に取り組む中小企業等を支援し、日本経済の構造転換を促すために創設されました。第6回公募が6月末に締め切れ、本年度はさらに2回程度の公募を予定しています。本稿では、第6回公募要領を参考に、申請要件やポイントなどを解説します。補助額・補助率およびタイムスケジュールは、図表①②を参照してください。

1. 必須申請要件

以下を満たすことが前提です。

2. 事業類型と申請のポイント

事業再構築補助金には「通常

① 2020年4月以降の連続する6カ月間のうち、任意の3カ月の合計売上高が、コロナ以前（19年または20年1～3月）の同3カ月の合計売上高と比べて10%以上減少していること。売上高に代えて、付加価値額（営業利益、人件費減価償却額の合計額）を用いることも可能

② 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと

③ 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3・0%（グリーン成長枠は5・0%）以上増加、または従業員一人当たり付加価値額の年率平均3・0%（同5・0%）以上増加の達成を見込む事業計画の策定

枠」「大規模賃金引上げ枠」「回復・再生応援枠」「最低賃金枠」「グリーン成長枠」の5つの事業類型があり、大規模賃金引上げ枠、回復・再生応援枠、最低賃金枠、グリーン成長枠に申請して不採択だった場合には、通常枠で再審査されます。

◆通常枠

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取り組み、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大を目指す企業が対象です。

前述の①～③を満たすことが必要となります。

◆大規模賃金引上げ枠

多くの従業員を雇用しながら継続的な賃金引き上げに取り組むつつ、従業員を増やして生産性を向上させる企業が対象です。

①～③を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最

低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること、または同期間で従業員を年率平均1・5%以上（初年度は1・0%以上）増員させることが必要です。

◆回復・再生応援枠

コロナ禍により引き続き業況が厳しかったり、事業再生に取り組む企業が対象です。

他の事業類型とは異なり、主要設備の変更を求められません。

①～③を満たし、かつ以下の⑦または⑧のどちらかを満たす必要があります。

⑦ 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること

⑧ 中小企業活性化協議会（旧…中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること

◆最低賃金枠

最低賃金の引き上げの影響を受け、その原資の確保が困難で

ある、特に業況の厳しい企業が対象です。

①②③を満たし、かつ20年10月から21年6月までの間で、3カ月以上最低賃金＋30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること、または20年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していることが求められます。

本枠には加算措置があり、回復・再生応援枠に比べて採択率において優遇されます。

◆グリーン成長枠
グリーン分野での事業再構築

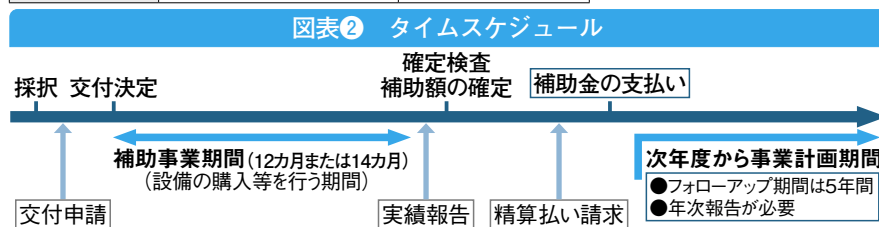
図表① 補助額・補助率		
通常枠		
従業員	補助額	補助率
20人以下	100万円～2,000万円	中小企業：2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超は1/3)
21～50人	100万円～4,000万円	
51～100人	100万円～6,000万円	
101人以上	100万円～8,000万円	
大規模資金引上枠		
補助対象者	補助額	補助率
従業員101人以上の中小企業・中堅企業	8,000万円超～1億円	中小企業：2/3 (6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2 (4,000万円超は1/3)
回復・再生応援枠、最低賃金枠		
従業員	補助額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業：3/4 中堅企業：2/3
6～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	
グリーン成長枠		
中小／中堅	補助額	補助率
中小企業	100万円～1億円	1/2
中堅企業	100万円～1.5億円	1/3

を通じて高い成長を目指す企業が対象です。

グリーン分野での事業再構築が重視されていることから、①は課されません。補助上限額が最も高額となります。

②③を満たし、かつグリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取り組みとして記載があるものに該当し、その取り組みに関連する2年以上の研究開発・技術開発、または従業員の一定割合以上に對する人材育成をあわせ

るものには該当し、その取り組みに関連する2年以上の研究開発・技術開発、または従業員の一定割合以上に對する人材育成をあわせ



出所：図表①②とも中小企業庁「事業再構築補助金の概要（中小企業等事業再構築促進事業）7.0版」令和4年3月28日

て行うことが必要となります。

3. 補助対象経費の区分

事業拡大につながる事業資産（有形・無形）への相応規模の投資が対象となります。例えば、建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費、広告宣伝費・販売促進費、研修費などです。

従業員の人件費や旅費、不動産、汎用品の購入費などは対象外です。

4. 申請の流れ

(1)電子申請の準備
電子申請のみとなり、Jグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）「GビズIDプラットフォームアカウント」の取得が必要です。アカウント発行まで数週間かかる場合もあるため、未取得の方は、GビズIDのウェブ

サイト（<https://sbiz-id.go.jp/>）より利用登録を行ってください。

(2)事業計画の策定

事業計画は認定経営革新等支援機関と相談しながら作成しましょう。

事業実施体制・財務の妥当性、市場ニーズの検証、課題解決の妥当性、費用対効果、再構築の必要性やイノベーションへの貢献、経済成長への貢献などが審査項目となります。

事業再構築の必要性に加え、事業再構築の具体的内容（提供する製品・サービス、導入する設備、工事等）や市場の状況、自社の優位性や価格設定、課題やリスクとその解決法を計画に含めることがポイントです。

5. 税務会計上のポイント

補助金交付額が決定した際に収益計上となるため、設備などの購入時期と事業年度が異なる場合は注意が必要です。

また、令和3年8月に、（独）小企業基盤整備機構が、固定資産の取得のみ課税の繰り延べとなる圧縮記帳の適用を認める発表をしています。

